

建築工事等設計単価の決定方法について

1. 対象工事

建築工事（関連する専門工事を含む）、電気設備工事及び機械設備工事を対象とする。

2. 設計単価の決定方法

設計単価は、特別調査単価（公表単価）、市場単価、標準歩掛等による複合単価、物価資料等の掲載価格及び専門工事業者の見積価格等を採用する。

1) 特別調査単価（公表単価）による場合

特別調査単価（公表単価）に掲載がある場合は、これを積算に用いる設計単価とする。

※公表【県HP：積算基準（単価・部掛） {建築・住宅編}】

<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~kijun/sekisankijunkouhyoutosyo/25kouhyoutosyo.htm>

2) 市場単価による場合

当面の間、法定福利費に相当する額を補正した単価とする。（※別添 1 参照）

3) 標準歩掛等による複合単価による場合

当面の間、法定福利費に相当する額を補正した単価とする。

（歩掛の「その他」の率の上限値を採用した単価）

4) 物価資料等の掲載価格による場合

物価資料等の掲載価格を直接設計書に採用する場合（設計時に個別に歩掛を使用し代価を組む際に物価資料等の掲載価格を使用する場合を含む）は、長崎県土木部の平成25年度積算基準（単価・歩掛）の「O4 単価関係（総則）」、「2 資材単価の決定について」、「2）物価資料による場合（イ）」を準用する。

なお、市場単価を採用する場合も同様の取り扱いとし、「3）標準歩掛等による複合単価による場合」の複合単価の算定で物価資料等の掲載価格を使用する場合は、「2）物価資料による場合（イ）」の「なお」以降の記載を除き、同様の取り扱いとする。

※公表【県HP：平成25年度積算基準（単価・歩掛）】

http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~kijun/sekisankijunkouhyoutosyo/H25/O4tankakannkei_sousoku.pdf

5) 専門工事業者の見積価格等による場合

長崎県土木部の平成25年度積算基準(単価・歩掛)の「04 単価関係(総則)」、「2 資材単価の決定について」、「4) 見積もりまたは特別(臨時)調査による場合」、「(ハ) 見積もり徴取・決定方法の ii 及び iii」を準用する。

また、法定福利費及び諸経費を含むことを明確に記載した見積書を徴取する。

※公表【県HP：平成25年度積算基準(単価・歩掛)】再掲

http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~kijun/sekisankijunkouhyoutosyo/H25/04tankakannkei_sousoku.pdf

3. 単価の採用順位

単価の採用順位は、1)、2) 及び3)、4)、5) の順とする。

4. 適用日

本通知は、平成25年10月21日以降起工するものに適用する。

(別添 1)

市場単価の補正について

本来事業者が負担すべき法定福利費相当額を適切に反映するための市場単価の補正を行う。新たな市場単価の補正方法は以下による。

なお、表 A-1、表 E-1～表 E-4 及び表 M-1 の改修補正率には「公共建築工事積算基準等の運用」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）第 3 編第 2 章、第 3 章及び第 4 章それぞれの第 2 節 2（2）基準補正単価における、市場単価及び補正市場単価の補正率（執務並行改修）が含まれているので下式により算定する。

【新営の場合】

基準単価 × 新営補正率 = 新営市場単価

【執務並行改修の場合】

基準単価 × 改修補正率 = 改修市場単価

表 A-1 基準補正単価

細 目	摘 要	新営補正率	改修補正率
土工事		1.02	1.02
鉄筋工事		1.03	1.03
コンクリート工事		1.03	1.03
型枠工事		1.03	1.03
防水工事		1.01	1.08
防水工事(シーリング)		1.01	1.12
金属工事		1.01	1.10
左官工事		1.01	1.14
建具(ガラス)		1.01	1.08
建具(シーリング)		1.02	1.16
塗装工事		1.01	1.14
内外装工事		1.02	1.14
内外装工事(ビニル系床材)		1.01	1.06

表 E-1

基準補正単価 【配管工事】

細 目	摘 要	単位	新営補正率	改修補正率
ねじなし電線管	ねじなし電線管 (EP)	m	1.03	1.19
薄鋼電線管	薄鋼電線管 (CP)	m	1.03	1.21
厚鋼電線管	厚鋼電線管 (GP)	m	1.03	1.19
硬質ビニル電線管	硬質ビニル電線管 (VE)	m	1.03	1.21
硬質ビニル電線管	耐衝撃性硬質ビニル電線管 (HIVE)	m	1.03	1.21
合成樹脂製可とう電線管	合成樹脂製可とう電線管 (CD)	m	1.03	1.23
合成樹脂製可とう電線管	合成樹脂製可とう電線管 (PF単層)	m	1.03	1.22
線び	2 種金属線び	m	1.03	1.21
線び	線び用ジャンクションボックス・コンセントボックス	個	1.03	1.19
ケーブルラック	はしご形 ZM溶融亜鉛めっき(100g/m ²) 製 焼付け又は粉体塗装	m	1.03	1.18
ケーブルラック	はしご形 ZM溶融亜鉛めっき(350g/m ²) 製	m	1.03	1.18
ケーブルラック	はしご形 アルミ製	m	1.03	1.16
ケーブルラック	トレー形 溶融亜鉛めっき(275g/m ²) 製	m	1.03	1.16
位置ボックス	金属製ボックス	個	1.03	1.23
位置ボックス	合成樹脂製ボックス	個	1.03	1.22
位置ボックス	位置ボックス用ボンディング	個	1.03	1.23
プルボックス	露出形 (鋼板製) さび止め塗装仕上げ	m ²	1.03	1.12
プルボックス	露出形 (鋼板製) 溶融亜鉛めっき	m ²	1.03	1.09
プルボックス	露出形 (ステンレス製)	m ²	1.03	1.07
プルボックス	露出形 (硬質ビニル製)	m ²	1.03	1.18
プルボックス	接地端子	個	1.00	1.00
防火区画貫通処理	ケーブルラック用 (壁・床)	カ所	1.02	1.16
防火区画貫通処理	金属管・丸型用	カ所	1.01	1.05

表 E-2 基準補正単価 【配線工事】

細 目	摘 要	単位	新営補正率	改修補正率
600V絶縁電線	600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE)	m	1.02	1.14
600V絶縁電線	600Vビニル絶縁電線 (IV)	m	1.02	1.15
600V絶縁電線	600V二種ビニル絶縁電線 (HIV)	m	1.02	1.15
600V絶縁ケーブル	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル (EM-EEF)	m	1.03	1.18
600V絶縁ケーブル	600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (VVF)	m	1.03	1.19

表 E-3 基準補正単価 【動力設備】

細 目	摘 要	単位	新営補正率	改修補正率
電動機その他接続材	金属製可とう電線管	カ所	1.02	1.11

表 E-4 基準補正単価 【接地工事】

細 目	摘 要	単位	新営補正率	改修補正率
接地極	銅板、銅覆鋼棒、接地極埋設票 (金属製)	カ所	1.02	1.02

表 M-1 基準補正単価

細 目	摘 要	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用	1.02	1.17
保温工事	ダクト用及び消音内貼	1.02	1.16
ダクト工事	低圧ダクト及び低圧チャンパー類	1.02	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24
衛生器具	取付手間のみ	1.03	1.24